

## 平成 19 年第 8 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 19 年 10 月 29 日第 8 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	7 番	佐々木 正 明
8 番	小 川 正 文	9 番	伊 藤 知
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

6 番	佐 藤 文 昭	10 番	加 藤 照 美
-----	---------	------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	岩井敏一	建設部長	金子則之
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	中津博行	総務部総務課長	齋藤隆一
財政課長	森鉄也	情報システム課長	齋藤正司
監査委員事務局長	佐藤正記	市民課長	木内利雄
農林課長	阿部誠一	農漁村整備課長	伊藤賢二
建設課長	佐藤家一	教育委員会総務課長	阿部均

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成19年10月29日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第95号 監査委員の選任について
- 第4 議案第96号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第97号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第6 議案第98号 にかほ市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例制定について
- 第7 議案第99号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第8 まちづくり交付金事業調査特別委員会報告

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分開会

●議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成

立します。ただいまから平成 19 年第 8 回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長（3 番市川雄次君）登壇】

●議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

先般、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の臨時議会につきましては本日 1 日限りといたしますということで決しております。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 95 号監査委員の選任についてから、日程第 7、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）までの 5 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 95 号監査委員の選任についてでございます。

にかほ市監査委員の小松欽一氏が 9 月 30 日をもって一身上の都合により退職いたしましたので、新たに佐藤正行氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、履歴を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第 96 号教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴うにかほ市教育委員会委員の候補者に、新たに鈴木和子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、履歴を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第 97 号人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。

人権擁護委員の須藤文男氏が 8 月 31 日をもって一身上の都合により退職いたしましたので、新たに森りえ子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでござ

います。なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第 98 号にかほ市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例制定についてでございます。

国庫補助事業により行われる農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費について、地方自治法第 224 条の規定に基づき徴収する分担金の受益者の負担割合などを明確にするため、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,901 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147 億 8,188 万 2,000 円と定めるものでございます。

主な補正内容としては、8 月 21、22 日の集中豪雨により被災した各施設の本復旧及び復旧支援を行うものでございます。補正に要する財源は、分担金、国県支出金及び地方債の特定財源が 1 億 2,901 万 3,000 円、一般財源については、規定歳出予算の財政調整基金積立金を減額して対応するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いいたします。

以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） これより担当部課長の補足説明を行います。初めに、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第 95 号、議案第 96 号、議案第 97 号については、補足説明は特にございませぬ。

●議長（竹内睦夫君） 次に、産業部長。

●産業部長（岩井敏一君） 議案第 98 号の補足説明をいたします。

8 月 21 日と 22 日の集中豪雨に伴う災害復旧事業については、これまで皆さんに御報告を申し上げているとともに、関係農家を対象とした説明会の開催、また、被災農家との個別協議等、その復旧対策に対応してきておりますが、分担金徴収条例に係る災害復旧対象事業は、国の補助制度を活用する農業災害の 13 件分で、受益者農家は 199 人であります。

条例第 3 条の分担金の額であります。工事費が確定しておりませんので、その分担金の額は率での説明になりますが、国の基本的な補助率は、農地災害が 50%、農業用施設災害が 65%ですので、これを除いた額としており、このことから分担金の額は農地災害関係者が工事費の 50%の額、農業施設災害関係者が工事費の 35%の額となります。

なお、10 月 24 日に国の災害査定がありましたが、事業費の確定は 11 月下旬ごろになる予定です。また、補助率の増嵩分につきましては 12 月下旬に推計ができることとなりますので、その時点で受益者の分担金の額が確定することとなります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 次に、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）について、その中の総務部関係についての歳入歳出について御説明いたします。

4 ページをお開きください。地方債の補正ですが、公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担分を除いた補助対象経費について、その財源として地方債 2,430 万円を限度に借り入れするものでございます。

7 ページをお開きください。歳入の 21 款 1 項 9 目災害復旧債の 2,430 万円は、地方債の補正の御説明のとおりでございます。

8 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 2 目財政管理費の 25 節積立金については、一般財源の確保のため財政調整基金の積立金を 3,459 万 6,000 円減額するものでございます。これにより財政調整基金の残額は 9 億 8,096 万 8,000 円となります。繰り返します。残額は 9 億 8,096 万 8,000 円となります。

同じく 12 目情報化推進費の 13 節委託料は、道路工事等による電力柱の移設に伴い、電柱に併設している地域イントラネットの光ファイバー3 ヲ所分の移設委託料でございます。

以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、建設部長。

●建設部長（金子則之君） 歳入の 7 ページ、14 款 1 項 3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金 4,875 万 7,000 円は、道路災害 5 ヲ所、河川災害 10 ヲ所、計 15 ヲ所の復旧事業費 6,900 万円に、事務費が事業費の 4.5%、310 万 5,000 円、工事雑費が事業費の 1.5%、103 万 5,000 円を加算した 7,313 万 6,000 円に対する負担率 66.7%の額であります。

続いて、8 ページ、9 ページの歳出をお願いします。8 款 2 項 3 目の人件費 273 万 6,000 円の減額は、災害対応職員 1 名に係る人件費を 11 款の公共土木施設災害復旧費へ振りかえるものであります。

次に、8 款 2 項 5 目除雪費です。かねてより要望しておりました凍結防止剤散布車の払い下げが決定したことにより、購入費として、後段のほうになりますけれども、18 節に 40 万円を計上しております。これによりリース料が不要になることから、14 節借上料を減額しております。11 節修繕料 80 万円については、払い下げを受ける車両に係る修繕料として 50 万円、市道長岡線の消雪パイプの修繕が 30 万円であります。12 節の手数料と保険料については、払い下げを受ける車両の車検整備手数料と自賠責保険、任意保険料であります。

次に、11 款 1 項 1 目公共土木施設災害復旧費であります。人件費については、前段で説明いたしました道路新設改良費からの組み替えであります。11 節需用費については、工事雑費に対応する事務用消耗品費、車両燃料、庁舎暖房費であります。

10 ページです。14 節重機借上料及び 16 節原材料については、公共土木債の復旧工事に係る重機借上及び原材料費であります。15 節工事請負費 8,200 万円については、公共土木施設災害復旧事業分 6,900 万円、公共債に該当しない市単独の復旧事業分が 1,300 万円であります。工事の内容等については、お手元に配付してあります資料に基づきまして説明いたしたいと思っております。

資料 1 ページになりますが、国庫負担で行う公共土木施設災害復旧事業については、さきの議会では概算で 7,880 万円と報告しておりますが、設計の結果、申請箇所 15 ヲ所で 6,899 万 6,000 円となっております。このうち道路災害 5 ヲ所については、9 月 25 日から 27 日までに査定を受け、

ほぼ申請どおりの査定成果を得ております。残る 10 ヶ所の河川災については、あした 30 日から 11 月 1 日まで査定を受けることとなっております。

2 ページ以降の表については、公共災害を含めた災害箇所の一覧表にありますが、欠番になっているものは県管理河川などの被害で、市が把握し、県に連絡した箇所などのため掲載しておりません。

一番後ろのページをお開き願います。この結果、市が復旧しなければならないものが、道路が 77 ヶ所、河川で 35 ヶ所、宅地被害が 3 ヶ所、地すべり 2 ヶ所、橋梁 1 ヶ所で、合計 123 ヶ所において復旧工事を要する被害がありました。

「説明」と書いた欄を見ていただきたいと思います。123 ヶ所の復旧所要額の合計額は A と表示してありますが、1 億 4,500 万 3,188 円であります。うち 3,000 万円は横岡地区内の殿村橋の復旧に係る分で、12 月補正をお願いしたいと考えております。現在の段階での復旧必要額は C と表示してあります。1 億 1,500 万 3,000 円を要します。このうち施工済みが 3,127 万 2,188 円で、うち未払いとして約 1,440 万円ほどとなっておりますが、御存じのとおり 8 月の豪雨災害については、山間部に短時間に相当量の降雨となったため、河川及び道路において、護岸やのり面の崩落、路盤までの洗掘など通行不能箇所が山間部に集中しました。しかも、稲刈り作業を目の前にしての災害であったことから、早急の復旧が望まれた時期でもありました。このことから、市では、災害協定に基づき、発生時から、建設業協会の方々に、応急処置から復旧事業、また、橋梁の点検などもお願いしたところであります。おかげで、市民生活と農作業には支障のないところまでの復旧ができましたことを感謝申し上げたいと思います。

復旧費については、予備費 1,443 万円、9 月補正で 930 万円、ほか原材料、重機借上料、委託料 435 万 2,000 円、合わせて 2,808 万 2,000 円の予算措置をさせていただきましたが、復旧費の精算見込みで、市単独事業分では 1,300 万円の不足が生じることから、今回の補正をお願いしたところであります。

未施工箇所については、公共土木施設災害 15 ヶ所と、通行に支障のないような道路のり面などの補修等が 39 ヶ所ありますが、9 月補正いただきました各項目額と、今回の補正額と 12 月補正に 1 件お願いしまして対応したいと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次、産業部長。

●産業部長（岩井敏一君） 議案第 99 号の産業部関係の補足説明をいたします。

歳入ですけれども、7 ページになります。12 款 1 項 2 目農林水産業費分担金、1 節農業費分担金は、国の災害復旧事業に伴う分担金で、国の災害査定による結果がまだ確定しておりませんが、基本的な分担金率で計上をしております。農地災害 5 件の受益者 19 人分と、農業施設災害 8 件、受益者 180 人分の 1,729 万 2,000 円を計上しております。

1 つ飛んで下の 15 款 2 項 8 目災害復旧費県補助金、1 節農林水産業施設災害復旧費補助金ですが、林道災害については、林道 2 路線 3 ヶ所分の工事費で、50%補助 1 ヶ所と 65%補助 2 ヶ所の 267 万 7,000 円を、また、その下の農地・農業用施設については基本的補助率で計上しており、農地災害分については工事費の 50%分を、また、農業用施設災害分については工事費の 65%分に当

たる額を計上しております。

次に、歳出になります。8 ページをお願いします。6 款 1 項 2 目農業総務費では、職員 1 人分の給料等 5 ヶ月分を 11 款の災害復旧費へ組み替えをしております。

次に、10 ページになります。11 款 2 項 1 目農林業用施設災害復旧費ですが、7 節、9 節、11 節等については、災害復旧工事費に伴う工事雑費、それから事務費等に関係する対応額であります。

13 節委託料につきましては、農地及び農業施設費に関する現場測量費と今後の実施設計費用で、予備費流用による不足分の 217 万 5,000 円を計上しております。

14 節委託料では、市の林道 7 路線の補修を市単独で行うための重機等の借上料 194 万 8,000 円であります。

15 節の工事請負費ですが、林道では、資料を提示しておりますとおり、国の災害復旧事業対象分の 2 路線 3 ヶ所分と、市の単独事業分としての 2 路線の 2 ヶ所分の 541 万 6,000 円を、また、11 ページの一番上になりますけれども、農地・農業用施設では、これも資料を提示しておりますけれども、国の災害復旧事業として災害査定を受けております農地 5 ヶ所と水路 4 ヶ所、橋梁 4 ヶ所分の国庫補助工事分と、市の単独工事としての水路、道路 3 ヶ所分、合わせて 16 ヶ所分の 6,084 万 6,000 円を計上しております。

16 節の原材料費は、林道と農道の補修用砕石であります。

19 節では、市の小規模土地改良事業に伴う被災者の申請を取りまとめておりますけれども、現在のところ 31 件の申請があります。今後とも申請があるという話を聞いておりますので、それらを含めたところの補助金として 600 万円を計上しております。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 95 号監査委員の選任についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 95 号の質疑を終わります。

次に、議案第 96 号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 96 号の質疑を終わります。

次に、議案第 97 号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号にかほ市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。

4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 通告の 3 点について質問いたしますが、説明で大分わかった部分もありますけれども、確認も含めて質問いたしたいと思います。

最初、第1条、災害復旧事業の定義、あるいは範囲について質問しますが、提案理由にもありますとおり、これは国庫補助事業に関してというふうな説明がありますので、そういう理解でいいのかどうか、お伺いいたします。

それから、次に、第3条分担金の額でございますが、これにつきましても、国庫補助対象事業というふうなことで、基本的には公共土木、あるいは農業土木、それぞれ補助率が決まっているようではありますが、これについて1点だけ質問いたします。農業施設災害について、基本的な率、つまり50、35、これで措置しているという説明がありました。説明の中で、例えば基本的以外の率が適用されるといいますか、災害の状況だと思えますけれども、それはどんな場合なのかと、あるいは大きい災害とかいろいろあると思えますけれども、その基本的以外の率が適用されるものについて、もしわかりましたら御説明いただきたいと思えます。

それから、第5条に減免の規定がございます。この減免について、減額、あるいは免除ありますけれども、一応想定される事例といえますか、現在想定される事例、それはどのようなものなのか、これについてもお知らせいただきたいと思えます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（岩井敏一君） ただいまの御質問にお答えします。

最初の定義ということでありまして、国の災害復旧事業というのは、異常な天然現象によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧するということを目的とした事業であります。この定義に基づきまして、工事費の費用が40万円以上である、それとか、1カ所の工事というものにつきましては150メートル以内に連続して被害箇所があるものを1カ所という。それから、3つ目には、原形に復旧するというのが基本になっているというようなことであります。

次に、率が決まるということでありまして、この50%、65%以外に、高率補助率というのがあります。この適用につきましては、市内における1年間の被害額を集計して、その率を確定するというようなことで、その率が確定になるのは来年の1月、これは国のほうで確定することになるわけですが、1月に確定することになります。しかしながら、12月の下旬ごろには、市の担当による推計というものはある程度できるというふうに考えております。

それから、第5条に関する事例でありますけれども、この想定事例は、建設関係以外の道路関係とか河川関係において想定されるわけでありまして、農地及び農業用施設災害復旧は、個人に帰属する施設が主でありまして、橋梁や農道では受益者が特定されないという場合もあろうかと考えております。公共的なものとして減免等により対応しなければならないというような事例もあるのではないかと考えておりますけれども、具体的な例といえますと、例えば下に市道があって、上に個人の農地があるというような場合は、すべて個人の責任でというのもまたこれも大変なことでありまして、市のほうにもそれ相応の責任といえますか、そういうものがあるのではないかとというようなことで、この減免の関係もつけているというようなことでございます。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第98号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 98 号の質疑を終わります。

次に、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 何点か予算関係、通告しておりますが、先ほどの説明で大分理解できたものもありますけれども、質問させていただきます。

まず最初ですが、全体的なことについてであります。建設部長からも若干説明がありましたけれども、さっきの行政報告では、被害想定が約 2 億 6,000 万円と、こういう説明がございました。これの対応として予備費対応、あるいは 9 月の補正、それから今回の補正、それから橋等については 12 月補正というふうな説明がありました。これでほぼ対応できたのかどうかと。まあ資料見ればわかるかと思えますけれども、資料きょう配付になったものですから、その点まず全体的なものとして第 1 点お伺いいたしたいと思えます。

それから、歳入についての 7 ページでございます。2 点通告しておりますが、2 つ目の国庫負担率、県の補助率、これは先ほど説明がありましたので、割愛したいと思います。

最初の農業費分担金 1,729 万 2,000 円予算措置がございます。これ受益者の負担率も決まっているわけですが、非常に大きい金額でございます。これ 3 月まで確定するという金額だと思えますけれども、受益者との調整といいますか、その辺はどんな感じになっているのかと、その点お伺いしたいと思います。

それから、歳出についてでございます。3 点でございます。

10 ページの 13 節に 217 万 5,000 円の委託料がございます。これはどこの箇所なのか、それから、その内容についても簡単に御説明いただきたいと思います。

それから、11 ページの 15 節工事請負費 6,084 万 6,000 円でございます。個別の名称を出して大変恐縮なんですけど、実は、総務委員会でも視察いたしまして、この横岡の堰台水路、これ名称はちょっと不明ですけども、堰台水路というふうに聞いたような記憶がありますが、これは実は原形復旧といいますか、これがかなわないと、来年度の農作業について大きな絡みがあると、こういうふうな説明を地区の方から受けてきたわけでございます。この説明資料にも若干見えるようですが、その辺の来年度の農作業の絡みという点から、個別の地名で恐縮なんですけど、ひとつお知らせ願いたいと、こう思います。

それから、19 節の補助金 600 万円でございますが、この件数はちょっと説明があったようですが、その内容についてもわかる範囲内でお知らせ願いたいと、こう思います。

それから、これの関連質問なんですけど、災害地いろいろ回っていた段階で、いろいろなお話があったわけですが、その中で、つまり 18 年度の中山間地域等の直接支払制度があって、関係集落にそれぞれの協定金額が交付されているわけでございますが、今回の災害に際しまして、実は、この協定金額の使い道につきましては、共同取組活動ですか、これが 50%、他の 50%は個人配分というふうになっているようですが、つまりこの共同取組活動、この部分を充当するようにと、こういうふうな当局の説明であったと思えます。それで、地域によりましては、非常に難儀をしながら、臨時総会を開いて、その金の使い道を決定したと。つまり充当を決定したということだと思えます。

けれども、これについての例えば補てんといったことの考慮はないのかどうか。それから、その点についての集落の調整、その辺あたりは最初の説明の段階、それから、その後の状況といいますか、現在の状況といいますか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

それから、予算と直接な絡みはございませんが、関連ということでこれもお伺いしたいと思います。県管理河川、あるいは清水川、赤石川、いろいろあったわけですが、これらの場所を見ますと、従来の改修といいますか、これは部分的な改修しかできない、これは県の予算の関係もあるわけですが、現場見てみますと、比較的そういう場所が大きく今回やられているというふうなことは地域の方の説明でも承知した次第でございます。で、地域によっては、例えば清水川なんかにつきましては 20 年代からの懸案だと、こういうふうな言い方でございます。何とかこういう機会に、抜本的な河川改修事業を進めていただきたいという地域の強い声があります。この県管理河川についての抜本的な解消策、これについての見通し、県ともいろいろな話し合い等がなされていると思いますけれども、この辺の見通しについてもお伺いしたいと思います。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 災害復旧費の全体についての御質問でございますけれども、先ほど御説明ありましたとおり、3,000 万円の 1 ヶ所分を 12 月に予定しております。それを除いて、9 月定例会での補正予算 5 号、今回の補正予算 6 号、及び予備費充用により対応できるものと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、産業部長。

●産業部長（岩井敏一君） 御質問の 7 ページの農業費分担金 1,729 万 2,000 円についての受益者との調整ということでありますけれども、災害発生後、3 地域におきまして災害復旧対策事業についての説明会を開催し、国の補助が伴う災害支援については測量・設計料金を市が負担するということとして、工事費については国の補助金を超える分については、何とか、受益者に分担金が発生するんですけれども、ひとつよろしく願いますというような旨の説明をしております。その後、受益者からの相談などもあります、調整もありましたけれども、その後に本人とか団体等の申請をいただいております。受益者各位においては、納得した上での申請であるものと認識しております。

現在は分担金の額は確定しておりませんが、条例での補足説明のとおり、11 月下旬ごろの事業費の確定、それから 12 月下旬ごろの補助率の高率分等の推計が可能になりますので、それぞれの時点で受益者各位により詳しく御説明を申し上げ、御理解をいただいきたいと考えております。

それから、次の農業施設復旧費の県の補助ということですが、県の補助は……

【4 番（池田好隆君）「それ結構です」と呼ぶ】

●産業部長（岩井敏一君） ……はい、わかりました。

それから、歳出になりますけれども、13 節の委託料 217 万 5,000 円の内容ですが、これは委託といっても工事等ではございませんで、実施設計委託料であります。10 月 24 日の災害査定

後、国から事業費の決定通知が来ますので、その後、工事発注のために 13 件分の実施設計書を作成することになります。この設計書の当初設計書とその後、工事に変更が生じた場合の変更設計作成業務一式等の委託料でございます。

それから、同じ歳出の工事請負費の関係ですけれども、御質問の水路につきましては、資料の一番上の横岡（1）と——それではなくて、産業部のほうの資料です。——その資料の横岡（1）と、中段にあります（2）のとおりであります。今回の農業施設災害復旧事業で整備をするというようなことで事業申請をしているところであります。

それから、歳出の 19 節の 600 万円につきましては、にかほ市小規模土地改良事業の分でありまして、これまでの集計では 31 件ほど申請が来ております。内容につきましては、畦畔の復旧とか水路の復旧、それから土砂の撤去、それから水門の扉等の復旧等で、国の災害復旧事業に該当しないものがこの 600 万円の内容であります。

それから、中山間地域との関係でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、災害後、3 回ほど各集落で説明会をしまして、その後、個別の相談というものもあります。その中で、いろいろ集落のほうの質問等もありましたけれども、その中で御説明を申し上げているところで、災害に関係する中山間地域というのは、地域で災害を受けた地域は 8 つの集落がありますけれども、御質問のとおり総会を開催して決定して工事を進めているという集落もありますし、また、ほかの 7 集落においても、畦畔等の復旧事業、それから土砂の撤去の事業等、そういうものにも充当したいというふうに聞いておりますし、やっているとあります。御質問の内容ですけれども、この中山間の交付金というのは、国からの直接支払いの交付金でありますし、復旧費というのは市からの補助ということになります。そういうふうなことで、公費の二重支払いというようなことにもなるかと思っておりますので、それとまたほかの地域の被災者との公平性から考えますと、市の補てんというものは現在のところ考えておりません。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、建設部長。

●建設部長（金子則之君） 県管理河川清水川などの抜本的解消策の見通しについてはどうかということでもありますけれども、この被災当初の状況では、県当局の方々も河川改修事業が可能になるのではと思うところがあったようです、清水川につきましては。しかしながら、調査の結果、被災箇所が連続的でないとのことで、抜本的な改修事業はできないようであります。結果、清水川の改修事業は、公共土木施設災害事業、県単独災害事業、並びに単費での修繕事業などで現況復旧とのことでありました。また、復旧工事は今年度から平成 21 年度までの 3 ヶ年で基本的に復旧完了することとしております。

なお、横岡集落からは集落内の部分をバイパス化する河川改修要望が出ておりますので、市といたしましても、地域住民の不安の解消と生活安全確保のため、抜本的な河川改修につきましては要望を継続してまいりたいというふうに考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 2 点だけ再質問させていただきます。

第 1 点は、10 ページの 13 節の委託料 217 万 5,000 円、説明では 13 件という説明であったと思

いますが、そうしますと、一見、そんなに大きい金額ではないんですが、各種工事に委託料という項目が当初予算以降、相当出ているんですが、こういったたぐいのものも職員でできないのかという感じを持つんですが、非常に内政とか、あるいは仕事の忙しさ、そういったことからできないのか、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

それから、清水川についての説明がありました。確かに状況を見ますと、連続性がない、そんな感じは非常にするわけでございますけれども、横岡からずっと下がってきますと、S字の関係とか急坂部、こういうところがあります。公共土木、あるいは県単、これで3ヵ年ぐらいで原形復旧するというふうなお話もありました。これは大変結構だと思いますが、やはり何か抜本的な改修をしないと、またやられるのかなというふうな感じがしますけれども、その辺、部長、どういうものでしょうか。もう一度お伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 清水川の河川改修については長年の懸案であったことは私も承知しております。今回、8月21日、22日の災害で、清水川も大変大きな被害を受けたわけでございます。そこで、県庁のほうに出向いて、担当の課長にお願いしてまいりました。災害関連の形の中で河川改修ができないかということをお願いしましたが、建設部長がお話ししたように、やはり災害関連での河川改修は無理だというお話がありました。ですから、じゃどうするかということはこれから、まあ公共土木災害、公共土木事業、こういう形をお願いしていくこととなりますけれども、我々としては積極的に陳情活動、要望活動を展開していく以外にないなというふうに思っています。引き続き一生懸命頑張りたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（岩井敏一君） この測量・設計等を職員でできないかという御質問でございますけれども、大変難しい問題なのかなと思っております。というのは、この測量設計をやれる職員が、昔はそれこそ徹夜で測量してきて、後に徹夜で設計書をかいたとかという職員がおりましたけれども、現在の職員でそれをやれる職員というのは、限られた人数といたしますか、一般的にはちょっと無理なのかなというふうに考えておまして、その分を設計委託料のほうへ持って行って、ほかの仕事をやったほうが効率的にいくのかというふうに考えておまして、この測量設計料を職員に肩がわりというのはちょっと難しい問題ではないかと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 清水川の件、理解しました。何とか引き続き県との折衝、これを精力的に続けていただきたいなというふうに思います。

この設計委託の件ですが、状況わからないわけではありません。私も役場職員として在職中、かなり先輩の土木部の職員はそういう技術に精通したといえますか、結構頑張った形で設計なんか組まれたような姿も自分なりに見てきております。で、これ委託するにしても、当初から委託料というのはたくさん出てくるんですが、建設、農林、出てくるんですが、委託するにしても、ある程度委託した内容を精査するといえますか、そういう技術等が必要になってくるわけでございます。職員の異動等もあって大変な面もあるかと思っておりますけれども、そういう技術職員の研修といえます

か、技術の能力を高めるといいますか、そういう点についてはひとつ精力的に頑張っていたいただきたいというふうなことを要望したいと思います。要望というか、意見として申し上げさせていただきます。以上で終わります。

●議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員に申し上げますけれども、質疑に当たっては、冒頭で申し上げますでしたけれども、要望、自己の思い等は入れないように今後気をつけてください。

【4 番（池田好隆君）「はい、意見ということで」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 99 号に対する質疑ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 99 号の質疑を終わります。

所用のため、11 時 5 分まで休憩します。

午前 10 時 53 分 休 憩

---

午前 11 時 04 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第 95 号監査委員の選任についての討論・採決を行います。

議案第 95 号監査委員の選任については人事案件です。したがって、本案は、申し合わせにより討論を省略しまして、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を封鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 21 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、18 番斎藤修市議員、19 番佐々木平嗣議員、20 番池田甚一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

●議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（竹内睦夫君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

**【点呼に応じ各員投票】**

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。18 番斎藤修市議員、19 番佐々木平嗣議員、20 番池田甚一議員、開票の立ち会いをお願いします。

**【立会人 18 番（斎藤修市君）、19 番（佐々木平嗣君）、20 番（池田甚一君）立ち会いの上、開票】**

●議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とするもの 21 票、反対とするものゼロ、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 95 号監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

**【議場開鎖】**

●議長（竹内睦夫君） これから、議案第 96 号教育委員会委員の任命についての討論・採決を行います。

議案第 96 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして、直ちに採決します。

この採決は無記名投票です。議場の出入り口を閉めます。

**【議場閉鎖】**

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 21 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、21 番本藤敏夫議員、22 番佐々木正己議員、23 番山田明議員を指名します。

投票用紙を配付します。

**【投票用紙配付】**

●議長（竹内睦夫君） 先ほどの投票の際にも申し上げましたけれども、念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

●議長（竹内睦夫君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。21 番本藤敏夫議員、22 番佐々木正己議員、23 番山田明議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人 21 番（本藤敏夫君）、22 番（佐々木正己君）、23 番（山田明君）立ち会の上、開票】

●議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とするもの 20 票、反対とするもの 1 票、以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第 96 号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

●議長（竹内睦夫君） これから議案第 97 号人権擁護委員候補者の推せんについての討論・採決を行います。

議案第 97 号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略しまして、直ちに採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 97 号人権擁護委員候補者の推せんについては、推薦者を適任者と認めることに決定しました。

次に、議案第 98 号にかほ市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 98 号の討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 98 号にかほ市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の討論を省略したいと思います。

ます。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 99 号の討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、まちづくり交付金事業調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。まちづくり交付金事業調査特別委員長。

【まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君）登壇】

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） それでは、私のほうからまちづくり交付金事業調査特別委員会の報告をさせていただきます。

さきの 9 月定例会の際に中間報告をしております。ただ、今回は、私たち調査特別委員会としてはこれで締めると、そういう話し合いをしていましたので、なお、中間報告の際も 11 月の本申請——本申請という形で言っていますけれども、本要望がされた時点で調査特別委員会は任務を終えるという報告をしておりますから、それを受けながら今回報告をさせていただきます。

結びの報告ですので、中間報告とダブる点もあるかと思いますが、その点については御容赦をお願いしたいと思います。

まちづくり交付金事業調査特別委員会、以下、調査特別委員会と称しますけれども、2007 年 7 月 27 日に開催された臨時議会において、議員提案第 12 号「まちづくり交付金事業調査特別委員会設置に関する決議」の議決に基づき、にかほ市議会に設置されたものです。

「まちづくり交付金事業調査に関する決議」の内容は、地方自治法第 98 条第 1 項の規定により、まちづくり交付金事業の事務に関する調査を行うものとする。調査事項は、にかほ市金浦地区都市再生整備計画に関する事項。特別委員会の設置、本調査は、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人で構成するまちづくり交付金事業調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。調査権限は、調査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を調査特別委員会に委任する。調査期限については、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。こういう内容でありました。

まちづくり交付金事業というのは、国土交通省に創設されました全国の都市再生を目指しての目的でつくられた法律によって事業が行われております。関連する法律としては、都市再生特別措置法があります。

これまでの経過を、ダブりますけれども、簡記をしておりますので、読ませさせていただきます。

18 年 9 月定例会、にかほ市都市再生整備計画予備調査業務委託費 400 万円が計上され、これは企画課の予算に計上されております。議会の議決を経て、9 月 28 日、にかほ市都市再生整備計画予備調査業務委託が入札執行されています。10 月 3 日に落札をしました国際航業と 359 万 2,050



円で予備調査業務が委託されております。

19年3月の定例会で、金浦地区まちづくり交付金支援業務委託費600万円が計上され、これは建設部のほうの予算となっております。で、3月に、まちづくり交付金事業にかほ市都市再生整備計画予備調査報告がまとまりまして、市のほうに提出され、それを受けて、市として4月10日に予備調査報告の内容を議会全員協議会に説明されております。

4月25日、にかほ市金浦地区まちづくり交付金支援業務委託を国際航業と525万円の予算で、来年の3月21日成果品の納入期限をもって契約が成立をしております。

7月9日、金浦まちづくり交付金事業庁内検討会が横山昭副市長を会長に、関係各課から16人の委員をもって、佐々木義明都市整備課長を中心にした事務局が形成され、検討会がつけられました。以下、庁内検討会と称します。

7月12日に、第1回金浦地区まちづくり検討会。これは市民の皆さんからの検討会でありまして、以下、まちづくり検討会と称したいと思っております。委員は12人、委員長は濱田政光氏であります。

7月23日、庁内検討会、7月27日、臨時議会で、まちづくり交付金事業調査に関する決議——先ほど申し上げました——がつくられ、その決議に基づいて、特別委員会が10人で行われました。委員長は私、竹内賢、副委員長が佐々木正勝、委員は、伊藤知、加藤照美、佐々木清勝、佐々木平嗣、佐々木正明、佐々木弘志、佐藤元、山田明の10人です。8月6日に庁内検討会が開かれております。

私たち調査特別委員会は、8月9日に第1回の委員会を開いております。建設部都市整備課から「金浦地区まちづくり検討会」に出された資料をもとに説明を受け、本委員会の任務についてと進め方と任期について確認をしております。

8月22日、第2回調査特別委員会が開かれました。庁内検討会で絞った事業メニューについて説明を受け、メニューに載っている主な地域を現地調査し、その後、意見交換を行っております。

8月23日、第2回まちづくり検討会。そして、9月3日に第3回調査特別委員会、委員の皆さんのフリートキングでいろいろな意見を交換しております。9月6日に第3回まちづくり検討会、10月4日に第4回まちづくり検討会、そして、16日に庁内検討会。

10月17日、第4回の調査特別委員会を開いております。当日は、企画課は施策の企画と総合調査を担っているということで、この事業とのかかわり方について企画課をお呼びして、いろいろと質問や意見を交わしております。午後からは、都市整備課から、本要望するに当たって、まとめ上げた計画案について、これについても質問を、あるいは意見を聞かせております。

その後、10月23日には、にかほ市としての、本要望するに当たっての市長、あるいは財政、あるいは各課の、そういう要職にある人たちが最終調整が行われたはずであります。

これまで調査のために求めた書類ということで、「都市再生整備計画（案）金浦地区」、あるいは「第1回金浦地区まちづくり検討委員会資料」、「予備調査委託業務入札調べ」、「業務委託契約書（にかほ市都市再生整備計画予備調査）」、「業務委託契約書」、これは、にかほ市金浦地区まちづくり交付金支援業務、それから「都市再生整備計画（案）の文化施設目標値設定の根拠」、

「金浦地区の都市再生整備計画に盛り込むべき事業メニューに関する意見調整の経過」、「金浦地区の都市再生整備計画」、これは10月17日に出していただいたものであります。

調査特別委員会の性格と任務について確認した内容ですが、金浦地区のまちづくり交付金事業は、にかほ市の今後のまちづくりにとって大きな事業であるという性格を考えて、議会としてもそれを理解し、調査する責任がある。したがって、金浦地区の視察をし、現況把握に努め、議会に中間報告することとする——これは中間報告をやっております。また、市の計画では、11月に都市再生整備計画（金浦地区）を本要望することとなっている。本要望が提出された時点で、調査特別委員会は報告書を議会に報告し、任務を終了することとする。そういう確認をして、きょうまで至っている。

調査と論議された主な事項ですが、まちづくり交付金事業とはどういうものか。金浦地区の現状と課題について何があるのか。金浦地区に対するまちづくり交付金事業の目標とテーマ、あるいは事業メニューの関連性について。概算要望の事業費について。それから、にかほ市の全体のまちづくりと本事業の関連性についてであります。

最終的に、調査特別委員会としての結びとして、以下で報告をさせていただきます。

本調査特別委員会は、これまで約4ヵ月の間に4回の委員会を開催しました。残念ながら、9月の定例会とか、あるいは国体の関係で、当局との関連もあって4回しか開けなかったという点はありますけれども、精力的に頑張ったと思っています。この間、上記1から4の経過を経て、本報告書を提出することにしました。

まちづくり交付金事業「金浦地区都市再生整備計画」については、庁内検討会とまちづくり検討会が各4回開催され、18年度に国際航業によって報告された予備調査報告書をもとに、10月16日の庁内検討会で市長との協議に付される計画が策定され、先ほど申しあげました10月23日にかほ市としての方針が決められたものであります。本調査特別委員会は、10月17日にその計画書を提出していただき、これまで3回の委員会の集大成として、総務企画課と建設部、都市整備課の出席を要請し、調査を行いました。

そこで、イ、特に採決はしなかったが、各委員から、このまちづくり計画についての意思を聴取したところ、積極的な意見は少なかったものの、5人の委員からは総論賛成の意思が示されました。一方、委員長を除く4人の委員からは、特に文化施設の建設と、まちづくり交付金事業の関連等に無理があるのではないかなど、計画の立て方に異論が出されました。

ロ、特に強調された意見として、①、紆余曲折を経て合併したにかほ市が、合併後のまちづくりに当たっては、今まで以上に市民の声を大切にしなければならない。総合文化施設建設は合併の条件であるとしても、合併前のアンケートを主なよりどころにし、昨年の総合発展計画策定時のアンケートがより新しい民意であることを殊さら無視するような姿勢は慎むべきと考える。少なくとも一般質問等で、もう一度アンケートによる市民の声を求めてもおりました。あるいは、市民からの多くの声が聞こえていると本委員会でも指摘をされ、もう一度市民の意思を問うべきとの意見が多くあった。誠意を持って対応することを求めたい。

②、にかほ市事務分掌規則では、企画課に対して市政施策の企画及び総合調整に関する事務が当

てられている。にもかかわらず、この全市的な一大事業計画に対して横断的に政策立案し、政策形成をしていく庁内検討会に企画課職員が直接参画していないのは理解に苦しむとの意見が多くあったことを特に言及しておきたい。

③、現在の地方財政は厳しい局面にある。したがって、政策形成に当たっては、将来の財政見通しをより慎重に打ち立てることと、市民に十分な説明責任を果たすことが求められている。18年度の実質公債費比率は16%であり、17年度より2.5%上昇している。今後の推計としては、16～17%で推移すると市としては見ているようですが、18%の壁は目の前にあり、安心できるものではないと考える。したがって、政策の優先度を厳しく選択することであり、情勢の変化により政策変更する場合もあり得る。その場合は、市民に率直に語りかける誠意ある姿勢が、市民の信頼にこたえる姿勢と考える。

なお、こたえるの「答える」が、応対の「応」が正解でありますので、訂正をお願いしたいと思います。

④、最後に、これまで、各種基本計画等が策定されてきたが、住民参加ということでそれぞれ検討委員会が置かれ、計画立案する市側との協議が行われてきているが、そのことに異論はないが、議会に対しても、これまで以上に節々でより能動的に資料を提示しての説明がされることを求めたい。

⑤、本調査特別委員会はこの報告をもって任務を解くことを総意とした。

以上であります。

●議長（竹内睦夫君） これで調査特別委員長の報告が終わりましたので、これからまちづくり交付金事業調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。—— 22番佐々木正己議員。

●22番（佐々木正己君） 大変御苦労さまでございました。

最後の3ページの結びということで、二、三お聞きします。

イのほうで、採決しなかったということで、これは特別——賛成、反対といたらいいんでしょうか、これは委員会の結論じゃなくて、単なる委員にそういう人がいたという認識でいいのかどうか、これが1点ですね。

それから、「口、特に強調された意見として」という中で、特に3番の財政は厳しい状況にあるということですが、財政の健全化、あるいは黄色信号、赤信号、いろいろ財政指数があるんですが、この中で特に公債費比率しか取り上げていないわけで、ほかにもいろいろな指数があるんですが、なぜこの公債費比率だけで論じるのかということと、③の下から2行目の政策変更する場合もあり得るというのは、これはちょっと議会としては踏み込み過ぎではないかと。我々議会としては、いろいろな財政だとか、あるいは指数関係、直接持ち得ていないわけで、委員会として断定するということはいかがなものかということで、3番目ですね、全体としてこれはすべて委員会の結論なのか、単に意見の羅列なのかということの確認です。

●議長（竹内睦夫君） 調査特別委員長。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） 1点目については採決をしなかった。したがって、委員会として例えば何対何でというようなことはしなかったと。意見の、それぞれ皆さん

委員が自分の思っている考え方というか、この事業についての考え方をそれぞれ述べたと、そういう受けとめ方をしてもらいたいと。

2 点目のなぜ実質公債費比率かという、今までの例えば地方債をそれぞれの地方団体が求める際に、実質公債費比率が一番重要視されているという、去年から変わったということでありまして、18%超えた場合は云々ということがありますので、そこを中心にして考えました。

それから、施策変更の関係については、今回の金浦地区のまちづくりについては、最初の発端が都市整備課、あるいは企画課の話の中でも、合併以降、3 ヶ年以内に文化施設を金浦地区に建設すると。そして、引き続き体育施設を整備していくと、そういう合併でのいきさつがあるわけです。これが政策として今回反映され、そして文化施設を建てるためにどういう財源があるのか、そこから入って行って、そして行き着いたところが有利な補助事業でありますまちづくり交付金事業と、そういうところに至っている経過があるわけです。したがって、財源がなければどうするのかというのも含めて、にかほ市全体の合併のいきさつはあるにしても、どういう政策をつくっていくかということは必ず、例えば合併のいきさつでの建設計画のあり方についても、情勢の中には市民の意向、意思、あるいは財政問題、あるいは自分たちで考えられないような情勢というのがいろいろ入ってくる。その際に、やっぱり市として市民の皆さんに率直に語りかけると、できないものはできない、しかしながら……というような、そういうことが求められるのではないかと、そういう意味合いで書きました。

それから、羅列という話ですが、調査特別委員会のいろいろな意見や、あるいは質問や、あるいは回答や、そういうものの中で委員長に取りまとめをしていただきたいということで、委員会として一致をされた確認の中で、委員長としては取りまとめをし、そして、委員の皆さんの意見を聴取、素案をつくって聴取する中で、このように決めてきたといういきさつがあります。

●議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

●22 番（佐々木正己君） 委員長のあれは、特に採決はしなかったということで、イのほうでは意見がそれぞれあるよということでの認識をしてくれということで、後段になって、委員長報告でまとめるように言われて、何か委員会としての結論めいたようなお話に聞こえるんですが、要するに、ロの特に強調された意見としてという①から④までは、これは委員会決定ではないのですね。それを一応確認しておきたいんです。決定ではなく、単にまとめてくれと言われたので、委員長は意見をただ、出た意見をここに載せたというだけの理解でよろしいのか、その辺をはっきりさせて。

●議長（竹内睦夫君） 調査特別委員長。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） 委員会の取りまとめの仕方として、委員長に素案をつくっていただきたいという委員会としての確認を経て、委員長としてつくった内容を委員の皆さんにお示しをして、委員の皆さんから御意見をいただいて、これでよしということを受けてつくった内容であります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 —— 21 番本藤敏夫議員。

●21 番（本藤敏夫君） 本当に御苦労さまでした。

それで、ちょっとこの報告書で不明な点がありますので、二、三お聞きいたしますが、そのうちの1点は、2ページの2の下から3番目、都市再生整備計画（案）の文化施設目標値設定の根拠、この根拠についての調査内容。それから、まちづくり交付金事業の総体の計画段階でのおおむねの事業費がかつて報告されておりますが、それについてどういう、「概算要望の事業費について」という黒ポツがありますけれども、それについての審査の内容。それから、もう一点は、その下の、にかほ市全体——今回は金浦地区の活性化事業というふうにとらえておりますが、仁賀保、象潟の今後の計画について調査されたかどうか。

次、3ページ、一番下の「本調査特別委員会はこの報告をもって任務を解くことを総意とした」とありますが、一方、2ページ、11月の本要望が提出された時点で、調査特別委員会は報告書を議会に報告し、任務を終了する」ということの整合性が合わないような気がしますので、そこら辺のことをお聞きいたします。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

---

午前11時57分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

調査特別委員長。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） 1点目についてですが、4月10日ですか、市長のほうから予備調査に基づいての議会全員協議会に報告がされております。その中で、文化施設についてはおよそ30億円、このまちづくり計画全体がおよそ67億円と、そういう話がされて、調査特別委員会の委員の中から、事業費について話が何回か出されております。その中でいきさつからいきますと、これ交付対象事業一覧表というのが、この都市再生整備計画（案）で出されている。ただ、あくまでもこれは予備調査段階での数字であってという断り書きがされて、ただ、市長のほうからされた、文化施設、収容人員およそ800人くらい、土地の買収を除いておよそ30億円と、これについてしか数字としては出ていないんだという話でしたが、例えば交付対象事業表を見ても、67億円の内訳としていろいろ出ているわけで、矛盾がちょっとあったわけですが、総合文化施設については20年度から事業を開始して、24年度終了で54億4,820万円というふうに、これは予備調査の段階だと思っておりますので、市が確認したことではないということをおおむね前提に、そういうふうにして、提案事業が1億1,660万円とか、合わせて67億円というふうに出されているわけですが、一つ一つこの事業は確定していないと、それから、数字についても、これが市として算定したものでないということが言われまして、その後については特別しなかったというのが現状であります。

それから、2つ目の文化施設の数値についてですが、数値目標の設定ということで、これは8月21日に私のほうでいただいたものですが、いろいろ出されています。例えば、この数値に

についても、最後の10月16日の調査特別委員会の際に、都市整備計画課のほうから、この数値についてはいずれ直さなければならないということが言われましたけれども、数値目標の基準年度ということで、3万4,000人、文化施設とか、いわゆる今までいろいろな公民館とかそういうものを使ったのが3万4,000人だと。それをもとにして目標を平成23年度は4万人にすると。そういうような数値が出されております。そのほかについても、いろいろ数値出されていますが、今回は文化施設の数値だけが求められておりますから、お答えしておきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 正午を回りましたけれども、質疑の途中ですので、このまま会議を続行します。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） 仁賀保、象潟の計画はどうかということについてですが、これは、私ども調査特別委員会としても、この金浦地区のまちづくり計画が単独じゃなくて、合併後の将来のにかほ市のまちづくりの中で、金浦地区のまちづくりはどう影響するのか、全体のきちんとした計画の中で金浦地区はこういうふうにだよというふうにして出されるべきだという意見がかなり出されている経過があります。

その中で、16日の企画課との話の中では、現在、新都市計画マスタープランを作成中であるというふうには理解をしますけれども、そういう関係の中で、仁賀保、象潟がどういうふうになっていくのか、そういうものをやっぱり出すべきだという意見が出されました。

それについては、具体的に、例えば、これは一般質問等でも出されているんですけども、象潟の駅前地区について、跨線橋の問題とか、あるいは農協の施設の買収の跡地の問題とか、あるいは都市計画についてどうするかとか、そういうことで検討はされているようですけども、具体的なところまではいっていないというふうには話をされております。あと、仁賀保については——何という話だった……。——こういうことですね、象潟地区と仁賀保地区についても課題について整理している段階ですと。で、金浦地区の課題を解決した後には、当然、仁賀保、象潟の課題について、さまざまな事業手法を使いながら計画を立て、整備、施策を行っていきたくて、こういうような回答を受けております。

それから、会の任務終了についてですが、確かに言われる点、わからないわけではありませんけれども、最初の調査特別委員会の確認、それから、後の中間報告でも皆さんのほうに提示をしますので、にかほ市としてこの事業計画について、30日、あしたですけれども、県とのヒアリングを終えて、これでよしとした場合には、1月ころまでかけて、東北地方整備局ですか、そこでのヒアリングに順次入って精力的にやっていると、そういうような内容になっておりますので、本調査特別委員会としては、前のほうでなりますけれども、一応市としての方針が決まって、出された内容で、この段階で調査特別委員会を終了したいと、そういう確認をしていますので、何とかひとつ理解をしていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

●21番（本藤敏夫君） 2ページに、11月に都市再生整備計画「金浦地区」を本要望することになっていると。本要望が提出された時点で、議会に報告し、任務を終了するということですよ。で、こっこのほうの5番の調査特別委員会の結びの中では、この報告で終わりという状況になって

いるようですけれども、これちょっといつなのかなという、はっきりしない面が1つ。

それから、もう一点は、時間になってしまって申しわけないですけれども、ちょっとお聞きしておきたいと思います。総合文化施設、合併時における協定事項になっています。それが、私もこれは3回ほど一般質問に立っていますけれども、明確にされていない部分が1つありまして、もし特別委員会で審査されておればという意味でお聞きしますが、総合文化施設という前提だったわけですが、私の一般質問に対する答弁においては、文化会館、文化ホール、音楽ホールというようなとらえ方での回答に聞こえておったんです。総合文化施設という性格よりは、文化ホール、音楽ホールというイメージが非常に濃厚になっておったので、そこら辺のところをもし協議されておいたら、お願いします。

●議長（竹内睦夫君） 調査特別委員長。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） お答えします。

1点目の11月の本要望という話でしたが、いずれ、あしたの30日に県とのヒアリングで、これははっきり決まるわけですね。にかほ市としての、あるいは県もこれでよしと。それで、あと本要望がもう出る形になるわけです。その中で、東北地方整備局とか、それとのやりとりをするということですので、にかほ市としての方針が決まるのがあしたという形になります。

それから、総合文化施設についてですが、率直に言って、内容までは踏み込んだ調査はしていません。ただ、その中で言われた点というのは、例えば、今、場所として白瀬記念館の隣接地にそこを決めたという話か、検討委員会、両検討委員会ではそこに決めたという話がありました。で、その条件として、例えば駐車場の問題とか、あるいは竹嶋潟の、あるいは白瀬記念館、TDKのスポーツ施設、そういうところの連携によって、もっと高まった施設の利用が可能ではないかとか、そういう……。ただ、そこがですね、その決まった場所が、農振地域というんですか、圃場整備が終わった土地なんですよ。したがって、その圃場整備の補助対象を外すためには、8年間の期間が必要だと。ところが、もう2年間残っていると。ということで、実際にボーリングとか、あるいは土地の状態とか、そういうものを調べていくというようなものに入っていくと、で、建設に入るのはということで説明をされたんですが、22、23、24年と。で、実際は、22年から始まって、23、24年の、建設終了が25年の2月とか3月とか——遅ければ、23、24年かけてやるんだと、そういう話がされております。

それから、この2年間で教育委員会が、今、本藤議員が質問されたような形にも関係あるんですけれども、教育委員会が内容とか規模とか、あるいは運営の方法とか維持管理の方法等について、2年間かけてじっくり勉強する期間がありますと、そういう回答をいただいております。

●議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

●21番（本藤敏夫君） あと1点だけ。文化施設目標値設定の根拠に関連するわけですが、67億円という相当大的な事業になりますし、その中で、特に30億、非常に大きな額であります。これの積算過程における文化施設の30億に関する素案というか、そうしたものの計画書はいただいて、検討されたものでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 調査特別委員長。

●まちづくり交付金事業調査特別委員長（竹内賢君） 先ほど申し上げましたけれども、その金額の根拠というのは、あくまでも市が立てたものではなくて、予備調査段階での、いわゆる何ていうか、報告書というか、それをもとにしてのその金額だということで、市がいろいろな積算をしたとか、そういう経過はありませんということだと思います。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで調査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。まちづくり交付金事業調査の件は、委員長報告に基づき本日をもって終了いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり決定しました。まちづくり交付金事業調査特別委員会は、本日をもって廃止いたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 19 年第 8 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 12 時 12 分 閉 会

---